

実施団体名

（畑賀地区社会福祉協議会）

事務所開設日 (開設する曜日に○を付けてください。)		月	火	水	木	金	土	日
事務所開設時間 (毎週開設しない場合は、第×曜日など補記してください。)		毎月第1・第3水曜日 13時00分から15時00分まで						
サービス内容		実施の有無 (○又は×を記載)	1回当たりの提供時間 (●分まで)	1回当たりの提供時間に係る提供料金(円)				
第1号サービス	①掃除(居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し)	○	60分	ゴミ出し100円 掃除500円				
	②洗濯(洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・取り入れ・収納、アイロンがけ)							
	③ベッドメイク(利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等)							
	④衣類の整理・被服の補修 (夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等)							
	⑤一般的な調理、配下膳(配膳、後片付けのみ、一般的な調理)							
	⑥買い物・薬の受け取り (日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)、薬の受け取り)							
第2号サービス	⑦草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸	○	60分	草むしり500円 花木の水やり200円 植木の剪定等500円				
	⑧犬の散歩等ペットの世話							
	⑨家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え	○	1回	電球・蛍光灯の交換 300円				
	⑩大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ	○	60分	大掃除・窓のガラス拭き 500円				
	⑪室内外家屋の修理、ペンキ塗り							
	⑫正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理							
	⑬書類・郵便物等の確認、手続きの助言							
	⑭新聞、書類等の代読、パソコン操作							
	⑮散歩・買い物等外出時の付き添い							
	⑯無償により自家用車を使用して行う送迎							
⑰3号サービス	()							
	()							
	()							
活動にかか る実費徴収金	(ゴミ出し、電球、蛍光灯の交換、花木の水やり以外について) ※1回あたりの料金は、提供料金×活動者数(500円×○○名=△△△円)で対応する。 ※提供時間が60分を超える場合は、活動者1名につき60分毎に原則500円の料金が生じる。							